

1 申出書（第1号様式）又は継続申請書（第2号様式） 記載要領

項 目	記 載 要 領	備 考
主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書に記載されている所在地を記載してください。 ・電話番号、FAX 番号、E-mail は、公開のものを記載してください。 	定款に記載されている住所と一致しているか確認してください。
設立年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書に記載されている法人設立年月日を記載してください。 	所轄庁による認証の年月日ではありませんので、御注意ください。
現に行っている事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・定款に記載されている特定非営利活動及びその他の事業に係る事業のうち、現に行っているすべての事業の名称及びその概要を記載してください。 	事業の名称は、定款に記載されている名称を記載してください。
府内において活動を行う地域	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動を行っている地域について、府内の市町村名（政令市は区まで）を記載してください。 ・「府の条例による個別指定を受けるための基準」1の②、2の①又は②の人数要件の緩和（基準値の5割以上を満たしていること）の適用を受けようとする場合は、規則第5条各号に掲げる地域のいずれに該当するか及び事務所が所在し、活動を行っている具体的な地域の名称を記載してください。 <p>例えば、「規則第5条第1号に該当。〇〇市〇〇地区に事務所が所在し、同地域で活動した。」のように記載します。</p>	「府の条例による個別指定を受けるための基準」1の②、2の①又は②の人数要件の緩和の対象となる地域については、下記を参照してください。
ホームページアドレス	<ul style="list-style-type: none"> ・法人が、法人の名称、代表者の氏名、事務所の所在地、電話番号等法人に関する情報をインターネットにより公開している場合は、必ず記載してください。 	

*人数要件の緩和の対象となる地域（規則第5条各号に掲げる地域）

下記の地域に事務所が所在し、かつ当該地域において特定非営利活動を行っている場合は、個別指定を受けるための基準の一部が緩和されます。

- (1) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
- (2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村
- (3) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域

2 条例第3条第1項基準チェック表（第1表—①）記載要領

項 目	記 載 要 領	備 考
「実績判定期間内の各事業年度」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ・実績判定期間とは、申出の日の直前に終了した事業年度の末日以前2年（継続の申請を行う法人の場合は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。 ・実績判定期間内の各事業年度を、「@」から「©」の各欄に記載してください。 	
「特定非営利活動に係る事業費」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ・実績判定期間内の各事業年度における特定非営利活動に係る事業費を、「@」から「©」の各欄に記載し、合計額を「合計 (①)」欄に記載してください。 	<p>経常外費用（過年度損益修正損等）は、事業費から除きます。その他の事業に係る事業費は除きます。</p>
「「@」から「©」までの合計月数（*㉑）」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ・実績判定期間内の月数の総数を記載してください。 	<p>月数は歴に従って計算し、1月未満の端数がある場合は1月に切り上げます。</p>
「年平均の事業費の金額」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定非営利活動に係る事業費」の「合計 (①)」欄に記載した金額に12を乗じて、「@」から「©」までの合計月数（*㉑）」の欄に記載した月数で除して得た金額を記載してください。 	
「会員の人数」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ・実績判定期間内の各事業年度において、法人の定款に定める会員（正会員、賛助会員等）であったもののうち、下記(1)～(3)の<u>いずれかに該当した</u>会員の人数を「@」から「©」の各欄に記載し、合計人数を「合計 (②)」欄に記載してください。ただし、当該法人の役員若しくは当該法人から継続的に資産の譲渡等を受け、又は当該法人の定款で定めるサービスを利用するために、会費や料金を支払うことを条件にした会員で、当該法人の書類に氏名（法人にあっては、その名称）が記載されたものは除きます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該法人が定款で定める会議（総会、企画委員会等）に参加しているもの (2) 当該法人が定款で定める会費又は定款で定める手続（総会、理事会の議決等）により定める会費を支出しているもの (3) 当該法人が行う事業に参加しているもの 	
「事業年度平均の会員の人数」の欄	<ul style="list-style-type: none"> ・「会員の人数」の「合計 (②)」欄に記載した人数を「@」から「©」までの事業年度の合計数（*㉒）」で除して得た人数を記載してください。 	<p>小数点以下は、切り捨てます。</p>

3 条例第3条第1項基準チェック表（第1表―②） 記載要領

項 目	記 載 要 領	備 考
「寄附者の人数」の欄	<p>・実績判定期間内の各事業年度における寄附者のうち、下記(1)又は(2)の<u>いづれにも該当しない</u>寄附者の人数を「㉓」から「㉞」の各欄に記載し、合計人数を「合計 (③)」欄に記載してください。</p> <p>(1) 当該法人の役員、当該役員と生計を一にする者、当該役員の配偶者若しくは3親等以内の親族並びに当該役員と次に掲げる関係のある者</p> <p>ア 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>イ 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているものである関係</p> <p>ウ ア又はイに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているものである関係</p> <p>(2) 寄附者が個人である場合において、当該寄附者と生計を一にする者</p>	<p>個人である寄附者と生計を一にする他の寄附者がいる場合には、当該寄附者と当該他の寄附者を1人とみなします。</p>
「寄附金額の合計額」の欄	<p>・実績判定期間内の各事業年度における寄附金額のうち、寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金額を「㉓」から「㉞」の各欄に記載し、合計金額を「合計 (④)」欄に記載してください。</p>	
「年平均の寄附者の人数」の欄	<p>・「寄附者の人数」の「合計 (③)」欄に記載した金額に12を乗じて、「㉓」から「㉞」までの合計月数（*㉑）の欄に記載した月数で除して得た人数を記載してください。</p>	<p>小数点以下は、切り捨てます。</p>
「年平均の寄附金の金額」の欄	<p>・「寄附金額の合計額」の「合計 (④)」欄に記載した金額に12を乗じて、「㉓」から「㉞」までの合計月数（*㉑）の欄に記載した月数で除して得た金額を記載してください。</p>	
「延べ活動時間数」の欄	<p>・実績判定期間内の各事業年度において法人が受けた無償の労力の提供等を受けた時間のうち、下記<u>いづれにも該当しない</u>時間数を「㉓」から「㉞」の各欄に記載し、合計時間数を「合計 (⑤)」欄に記載してください。</p> <p>○ 当該法人の役員、当該役員と生計を一にする者又は当該役員の配偶者若しくは3親等以内の親族並びに当該役員と次に掲げる関係のある者が提供した時間</p> <p>ア 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>イ 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているものである関係</p> <p>ウ ア又はイに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているものである関係</p>	<p>「無償の労力の提供等」は、無償ボランティア、インターン等（実費相当を支給する場合を含む。）が対象となります。</p>

4 条例第3条第1項基準チェック表（第1表-③） 記載要領

項 目	記 載 要 領	備 考
「実績判定期間における地域の課題の解決に資する特定非営利活動の実績」の欄	<p>・次の事項等を参考に、実績判定期間において行った特定非営利活動が、地域の課題の解決に資する活動であったことについて記載してください。</p> <p>（記載事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 活動を行ったことにより、解決された地域の課題又は活動を行うことにより、解決しようとした地域の課題 ○ 活動の目的と一致する行政の計画や施策 ○ 活動の受益者又は活動の参加者の範囲 ○ 取り組みの持続性 	
「実績判定期間における団体との連携や支持の実績」の欄	<p>・下記(1)～(3)のいずれかに該当する団体との連携や支持の実績がある場合は、「実績」の欄の「有」に○を付け、()内に、連携して活動を行った期間や、補助金等の対象となった期間、表彰を受けた年月日を記載してください。</p> <p>(1) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体</p> <p>(2) 国又は地方公共団体</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げるもののほか、当該法人が実績判定期間に特定非営利活動を行った地域の課題の解決に資する活動を行う団体(当該法人の役員及び当該役員の配偶者又は3親等以内の親族が役員となっているものを除く。)</p> <p>・「連携・支持団体名」の欄は、連携した団体又は支持を受けた団体の名称を記載してください。</p> <p>・複数の実績がある場合は、すべて記載してください。</p>	<p>・「連携や支持の実績」は、団体との協働事業や、団体からの補助・助成・表彰等が対象となります。</p> <p>・(1)の団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」をいいます。</p> <p>・(3)の団体は、NPO法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、日本赤十字社、商工会、商工会議所、協同組合、共済組合等が対象となります。</p>
「寄附金を充当して5年以上継続的に行う特定非営利活動の見込み」の欄	<p>・申出の日が属する事業年度を含めた5年以上継続的に行う見込みの特定非営利活動の内容、事業計画、人員体制、継続性の可否等について記載してください。</p>	
「外部評価等による特定非営利活動の内容を改善する仕組み」の欄	<p>・外部評価者が団体の場合は、「外部評価者氏名」のア欄に団体名を、外部評価者が学識経験者の場合は、イ欄に所属及び氏名を記載してください。</p> <p>・複数の外部評価を受けた実績がある場合は、すべて記載してください。</p>	

5 条例第3条第1項基準チェック表（第1表一④） 記載要領

項 目	記 載 要 領	備 考
「府内に有する事務所」の欄	<p>・府内に有する事務所について、「主たる事務所」又は「その他の事務所」のうち該当するものに○を付けてください。</p>	
「インターネットの利用等による当該申出法人に関する情報の公開」の欄	<p>・インターネットの利用により法人の情報を公開している場合は、「公開方法・場所」の「インターネットの利用」の欄に○を付け、（ ）内にURLを記載してください。</p> <p>・インターネット以外の方法により公開している場合は、「その他」の欄に○を付け、（ ）内に具体的に記載してください。</p>	<p>公開する法人の情報は、次のとおりです。</p> <p>(1) 名称 (2) 代表者の氏名 (3) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (4) 電話番号 (5) 設立年月日 (6) 事業報告書、計算書類及び財産目録並びに定款</p>
「寄附金を充当する予定の特定非営利活動を行うことについての意思決定の方法及び実施体制」の欄	<p>・寄附金を充当する予定の特定非営利活動を行うことについての意思決定の方法について、「①定款に定める意思決定の手続」の欄に掲げる手続のうち該当するものに○を付けてください。その他に○を付けた場合は、（ ）内に具体的な方法を記載してください。</p> <p>・「②当該特定非営利活動を行うための体制」の欄は、寄附金を充当する予定の特定非営利活動を行うための役割分担等、実施体制について記載してください。</p>	

6 条例第3条第1項第11号（法第45条第1項第2号）基準等チェック表（第2表） 記載要領

項 目	記 載 要 領	備 考
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～③」各欄共通事項	「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等④」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動（対価を得ないで行われるもの等を除きます。）に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人・団体にあっては、その名称）が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ 役員
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等⑤」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動（以下の①及び②に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。）に対する助成	なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑥」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動（以下の①、②及び③に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動（特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。）に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑦」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑧」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

7 条例第3条第1項第11号（法第45条第1項第3号）基準等チェック表（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	備 考
イの各欄	<p>区分欄の「㉔」から「㉚」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。</p> <p>第3表付表1「役員 の 状 況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。</p>	
ロの各欄	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のよ うに記載します。</p>	
ハの各欄	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>なお、「㉔」から「㉚」については、上記イに記載する各期間（「㉔」から「㉚」）を示したものです。</p>	<p>① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。</p> <p>② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。</p>
ニの各欄	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>なお、「㉔」から「㉚」については、上記イに記載する各期間（「㉔」から「㉚」）を示したものです。</p>	

「役員状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「@」から「©」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「@」から「©」については、基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「@」から「©」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び3親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び3親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

8 条例第3条第1項第11号（法第45条第1項第4号）基準等チェック表（第4表）記載要領

項 目	記 載 要 領	備 考
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「@」から「◎」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「@」から「◎」）を示したものです。</p>
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㊸欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額（その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額）を記載します。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限り）の合計を記載します。</p> <p>なお、下記のものからの補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>○ 国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関</p>
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。

（注意事項）

- ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にそれぞれ算入できます。

9 条例第3条第1項第11号（法第45条第1項第5号）基準等チェック表（第5表）記載要領

項 目	記 載 要 領	備 考
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

10 条例第3条第1項第11号（法第45条第1項第6号）基準等チェック表（第6表）記載要領

項 目	記 載 要 領	備 考
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「㉓」から「㉔」については、 条例第3条第1項基準チェック 表（第1表-①）に記載する各 期間（「㉓」から「㉔」）を示し たものです。

条例第3条第1項第11号（法第45条第1項第7号）基準等チェック表（第7表）記載要領

項 目	記 載 要 領	備 考
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「㉓」から「㉔」については、 条例第3条第1項基準チェック 表（第1表-①）に記載する各 期間（「㉓」から「㉔」）を示し たものです。